

11月25日に「パワーハラスメント対策取組支援セミナー」（公益財団法人21世紀職業財団主催）が栃木県教育会館（栃木県宇都宮市）で開催されました。



（セミナーの様子）



（セミナー開催に先立ち挨拶する監督課長）

11月25日に栃木県教育会館（栃木県宇都宮市）において「パワーハラスメント対策取組支援セミナー」が開催されました。

本セミナーは、厚生労働省が21世紀職業財団に委託し実施している「働きやすい職場環境形成事業」の一環として全国的に実施しているものです。

当日は、約70名の方が来られ、21世紀職業財団のハラスメント防止研修客員講師の李怜香（イーヨンヒャン）先生が「職場におけるパワーハラスメント対策」についてお話をされました。また、同セミナーの開催に先立ち栃木労働局労働基準部監督課長が挨拶をしました。

挨拶の中で、厚生労働省が昨年取りまとめた「職場におけるパワーハラスメント」の概念と6つの類型化について説明しました。特に、人権や人格を否定する行為が伴う指導等、合理的な説明ができない行為を行わないようにすることがパワハラ対策の第一歩であること、過大・過小な要求、個の侵害については職場内ルール作りが必要であること、パワーハラスメントは「職場での優位性を背景としていじめや嫌がらせをすること」とされているが、必ずしも上司から部下へのパターンだけでなく、同僚間あるいは部下から上司へのパターンも想定されることについても説明しました。

さらにパワハラは職場の雰囲気悪くし、従業員のやる気（モチベーション）や生産性の低下を招くばかりでなく、被害者がメンタルヘルスを害することやそれによって被害者が事業場に対し、民事的に損害賠償請求を行ったり、事業場のイメージを損ね、よりよい人材が定着しない等事業場にとってもデメリットが非常に大きいことについても説明しました。

栃木労働局では、今後も様々な機会を通じて、職場における「パワーハラスメント対策」の重要性について周知・啓発してまいります。